

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 御前崎市 (都道府県: 静岡県)

本事業の担当部局名 総務部企画政策課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)						
個別事業名	御前崎市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度	平成 29 年度			
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,600,000			円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 御前崎市では、「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に対する取組を始めたところである。子育て世代の経済的負担を軽減するため、0歳から高校生相当年齢までの子どもに対して医療費の完全無料化を実施している。また、安心して出産・子育てができる環境を整備するため、子育て情報の発信強化等にも取り組んでいるが、人口減少に歯止めがかかっていないのが現状である。 特に、近年の婚姻数は減少の一途をたどり、平成22年に年間180件程度あった婚姻届出件数も、令和4年には129件まで減少している。</p>						
	<p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、少子化対策として、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍できる地域社会をつくるため、『希望』ある子育て・活躍の場づくりを基本目標に掲げ、 (1)少子化対策と子育て環境の充実 (2)誰もが活躍する地域社会の実現 の取組を行うこととしている。  ＜本個別事業の位置付け＞ 本事業については、上記取組の(1)に位置づけられ、子育て世代の結婚を支援することで婚姻数の増加、さらには出生数の増加を図る。</p>						
個別事業の内容 ※(注)3	<b>1. 概要</b>						
	<b>【補助対象要件】</b>						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	<b>【補助上限額】</b>						
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
<b>【対象費目】</b>							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
<b>【継続補助】</b>							
継続補助規定の有無 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span>							
<b>【その他独自要件】</b>							

2. 申請見込

①新規世帯見込	6	世帯	②継続世帯見込	1	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	5	世帯		
	その他	1	世帯		

【世帯数積算根拠】

令和4年度申請実績【6件】	令和5年度申請件数(令和6年1月24日時点)
ともに29歳以下の申請実績【5件】	ともに29歳以下の申請実績【2件】(うち1件継続)
29歳以下以外【1件】	29歳以下以外【1件】(継続)
	年度内申請予定相談件数【3件】
	ともに29歳以下:1件 それ以外:2件
	申請済みの29歳以下1件については年度内で満額に達しないため継続対象予定

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	6 世帯
～12月(実績)	3 世帯
1月～3月(見込)	3 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	5 世帯 × 600,000 円 =	3,000,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	1 世帯 × 300,000 円 =	300,000 円	
	(継続補助)	300,000 円	

3. 広報の実施予定

市でチラシを作成の上、戸籍担当窓口にて婚姻届提出時にチラシの配布や案内を行う。  
 不動産業者及び引越し業者へチラシの配架等についてご協力をいただくことで、幅広く対象世帯へ情報提供を行う。  
 市のLINEやSNSでの情報提供を行う。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		合計特殊出生率			1.80
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
		合計特殊出生率		1.73 (H25～H29厚生労働省：R2公表値)	
		婚姻件数	件	114 (R3静岡県人口動態統計：R5公表値)	
	婚姻率		3.9 (R3静岡県人口動態統計：R5公表値)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	100
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	70	33
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100	83
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	静岡県内の公共施設や「ふじのくに出会いサポートセンター」等でチラシ配布を行うとともに、県HPでの広報を行う。 また、静岡県が実施するふじのくに出会い応援事業における本市への出張相談時や、県との市内企業訪問の際に「ふじのくに出会いサポートセンター」の周知およびチラシ配布を行い、制度についての説明を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産業者及び引越し業者に対し、チラシ配架等についてご協力いただくことで、幅広く世帯に情報提供する。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自主的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。